最終更新日：2015年12月11日

株式会社セキュアヴェイル

代表取締役社長 米今 政臣
問合せ先：管理部長 松本 佳恵
証券コード：3042
http://www.secuavail.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の向上を目指し、経営の透明性の確保、コンプライアンス体制の整備及び情報開示の推進などを通じて、コーポレート・ガバナンス機能の強化を図ってまいりました。また、経営の効率化を図ることにより、株主を含むステークホルダーの利益を最大限に尊重することを経営の重要課題と位置づけております。今後も、継続的に経営上の組織体制や仕組みを整備し、必要な施策を講じることにより、コーポレート・ガバナンス機能を高めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
米今　政臣	974,000	30.02
エヌ・アール・アイ・セキュアテクノロジーズ株式会社	600,000	18.49
マイルストーンキャピタルマネジメント株式会社	200,000	6.16
三木　亮二	50,200	1.54
株式会社SBI証券	45,400	1.39
日本証券金融株式会社	42,000	1.29
松井証券株式会社	33,700	1.03
和泉　健三郎	27,500	0.84
浜口　隆	20,100	0.61
水戸証券株式会社	16,200	0.49

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
上原　武彦	弁護士											
金澤　伸一	他の会社の出身者					○		○				

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上原　武彦	○	独立役員	経営陣から独立した社外取締役として、また、弁護士としての専門的見地から、一般株主保護のために、主に経営全般及び業務執行の適法性について助言・提言をいただくためであります。
金澤　伸一		―――	エヌ・アール・アイ・セキュアテクノロジーズ株式会社との業務提携の強化及び円滑な推進を行い、当社の業容拡大及び業績回復の早期実現を図るためであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役の監査は、年間の監査方針及び監査計画に基づき行っておりますが、会計監査人と緊密な連携を保つため積極的に情報交換を行い、監査の有効性、効率性を高めております。また、監査の実施に際し会計監査人から会計上の重要事項につきましては適宜アドバイスを受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
上田　勝久	公認会計士													
小松　宣郷	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上田　勝久		―――	公認会計士としての多数の会社の会計監査、経営指導に従事されており、それらの知識や経験を活かして、当社の業務執行における妥当性・適正性について発言、助言をいただくためであります。
小松　宣郷		―――	他社での経営者としての豊富な経験と高い見識を活かして、当社の業務執行における妥当性・適正性について発言、助言をいただくためであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

付与されたストックオプションはすべて失効しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

取締役及び従業員に対し、当社業績向上への意欲の醸成を目的として付与しておりました。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成27年３月期 取締役の年間報酬額 30,180千円
監査役の年間報酬額 6,000千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は、当社役員規程第24条（報酬・賞与の決定）に定めており、当該規程の内容は以下のとおりであります。
(a) 取締役の報酬は、株主総会において承認された取締役報酬総額の限度内で、個人別報酬額を役位に対応して取締役会で決定する。なお、使用人兼務取締役については、役員報酬分と使用人給与分に区分して決定する。
(b) 監査役の報酬は、株主総会において決議された監査役報酬総額の限度内で、個人別報酬額を監査役の協議で決定する。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役へのサポートは管理部が取りまとめ、適宜情報の伝達等を行っております。また、取締役会開催に際しては、事前に議案の内容等の資料を配布し必要に応じて説明をしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

1. 取締役会
取締役会は取締役５名（うち社外取締役２名）で構成されております。
定例取締役会を月１回開催しているほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、経営の基本方針、法令で定められた事項、経営に関する重要な事項の決定や判断が、効率的かつ慎重に行われております。

2. 執行役員
業務執行権限の委譲による執行役員制度を導入しており、随時執行役員全員で開催する執行役員会議において、経営課題の共有化を図り全社的に意思決定が必要な事項を取締役会に付議することにより、経営の効率化を図っております。

3. 監査役会
監査役会は監査役３名（うち社外監査役２名）で構成されており、年間の監査方針及び監査計画に基づき監査を実施しております。

4. 内部監査
内部監査室を設置し、兼任担当者を１名置いて、内部監査規程に基づき業務活動全般について、適正な業務遂行、不測の事態の発生の予防、業務改善と効率化等の観点から内部監査を実施しております。
内部統制システムにおいては、業務の効率性を追求するとともに内部管理体制、内部統制の強化に努め、牽制機能が働く組織体制の整備に努めております。

5. 会計監査人
太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立監査人として金融商品取引法第193条の２第１項、第２項の規定に基づく監査を受けております。
監査役会、内部監査室、会計監査人は緊密に連携をとり、監査の有効性、効率性を高めております。

6. 報酬決定等について
役員報酬の決定は、株主総会決議に基づき、取締役は取締役会において、監査役は監査役間の協議をもって個別報酬額を決定しております。
監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、当社の規模及び事業の特性、監査日数等を勘案したうえで適切に決定しており

ます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、株主を含むステークホルダーの利益を最大限に尊重することを経営の重要課題であると位置づけており、当該コーポレート・ガバナンス体制により、効率的な経営による企業価値の向上を図り、かつ、透明性を確保した的確な意思決定を行うことができると考え、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定時株主総会終了後に会社説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	プレスリリース、IR ライブラリーといった適時開示書類の開示をタイムリーに行うほか、投資家向けの事業及び中長期計画に関する説明資料の掲載についても積極的に行っております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理部内に担当者1名を定めております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	株主についてはインサイダー情報管理規程において投資家保護の観点から情報等の管理について規定しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1．取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

⑴取締役・使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観を持ち行動することが出来るようにコンプライアンスマニュアル及び行動規範を定め、コンプライアンス体制の維持・向上を図る。

⑵コンプライアンス上の疑義ある行為については、内部通報運用規程に基づき社内及び社外の通報窓口を設置し、取締役・使用人が通報出来るものとする。

⑶内部監査を定期的に実施し、法令、定款及び社内規程に準拠し業務が適正に行われているかについて監査するとともに、その結果を代表取締役へ報告する。

⑷監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席し、取締役の職務の執行を監査する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

⑴取締役の職務の執行に係る情報については、文書または電磁的媒体に記録し、法令及び社内規程に従い適切に保存・管理する。

⑵取締役及び監査役が必要に応じて速やかに閲覧出来る状態を維持する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

⑴事業活動上の重大な事態が発生した場合には、リスク管理規程に基づき迅速かつ的確な対応を行うとともに、損失・被害等を最小限にとどめる体制を整備する。

⑵必要に応じ顧問弁護士等の外部専門家にアドバイスを受け、法的リスクの軽減に努める。

⑶新たに生じたリスクについては、対応責任者を定め、速やかに対応する。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

⑴定例の取締役会を毎月１回開催し、取締役会規程により定められた事項及びその付議基準に該当する事項は、すべて取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行う。

⑵取締役会では定期的に各取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性及び効率性の監督等を行う。

⑶日常の職務執行については、職務権限規程及び業務分掌規程等の規程に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確化して迅速な職務の執行を確保するとともに、必要に応じて規程の見直しを行い、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を整備する。

5．企業集団における業務の適正を確保するための体制

該当なし。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

⑴監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて使用人を配置する。

⑵監査役を補助する使用人に対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲内においては、監査役または監査役会に帰属するものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

7．取締役・使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

⑴監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席し、報告を求めることが出来る。また、監査役が必要と判断する会議の議事録について、閲覧出来る。

⑵取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、速やかにその事実を監査役会に報告する。

⑶監査役は、その職務執行上必要と判断した事項について、取締役及び使用人に報告を求めることが出来る。

8．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

⑴常勤監査役は、定期的に代表取締役と会合をもち、経営方針を確認するとともに、当社が対処すべき課題及び当社の事業に内在するリスクなどの他、監査上の重要な課題等について意見を交換する。

⑵監査役会は、会計監査人及び内部監査部門との連携を図るため、定期的に会合をもつ。

(3)監査役は、監査の実施にあたり、必要に応じて顧問弁護士の意見と助言を求める。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の有効性を評価・報告する体制を整備する。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本方針

反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針とする。また、必要に応じ外部の専門機関とも連携を取る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針としております。
また、必要に応じ外部の専門機関とも連携を取っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

・コーポレート・ガバナンス体制について
当社は、迅速かつ公平な開示により、市場から適切な企業価値の評価を得ることが重要であると認識しております。そのため、社内各部門に対しコーポレート・ガバナンスの認識を高め適時開示基準等の周知徹底を図るとともに、社内関係各部門間の連絡系統及び連携体制をさらに強固なものとしてまいります。また、内部監査人及び監査役が適時開示に関する監査を実施する体制を整備し、全社的に同じ認識の上に立ったコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めてまいります。

・適時開示体制の概要

1. 会社情報の適時開示に係る基本方針
当社におきまして、投資判断に影響を与える会社情報が発生した場合には、金融商品取引法および株式会社東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者による会社情報の適時開示等に関する規則」等に則り、適時、適正かつ公平な情報開示に努めております。また、適時開示の基準に該当しない情報につきましても、投資判断に影響を与えると判断した場合には、積極的に情報開示を行うよう努めております。開示情報につきましては、TDnet による開示のほか、当社ホームページに公開することで、広く投資家の皆様に当該情報が浸透するよう努めてまいります。

2. 会社情報の適時開示に係る社内体制
当社におきましては、法令遵守ならびに証券市場における会社の信用確保、会社情報の取扱いに関する権限と責任の明確化を目的として、情報開示に関する規程を制定し、適時、適正かつ公平な情報開示に努めております。
管理部長が、当社における情報開示に関する責任者ならびに株式会社東京証券取引所に対する情報開示担当者を担当いたしております。また、管理部では、会社情報の一元管理を行うとともに、情報開示の要否ならびに開示内容・方法等につきまして、社内関係部門または必要に応じて主幹事証券会社、監査法人、弁護士等への確認および相談の上、開示原稿の作成を行ってまいります。

3. 決定事実の適時開示
当社における重要な決定事項ならびに決算に関する情報につきましては、取締役会の決議に基づき、情報開示を行っております。取締役会におきましては、当社の「取締役会規程」に定められた付議事項について審議・決議いたしております。管理部長は、決議事項のうち開示対象となる重要事項について、当該取締役会終了後、直ちに情報開示を行っております。

4. 発生事実の開示
当社における重要な発生事実につきましては、各部門長から管理部長へ報告を行い、管理部において情報開示の要否ならびに開示内容・方法等を検討した上で、執行役員に報告されております。
執行役員は、管理部より報告された内容が、重要事実等に該当するか否かを判断し、重要事実等につきましては、取締役会あるいは代表取締役社長の決裁を得て、遅滞なく情報開示を行っております。

5. 内部統制等
(1)取締役会
取締役会につきましては、毎月1回開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催いたしております。当社の「取締役会規程」に定められた付議事項について審議・決議するとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行い、経営の効率化・健全化に努めております。
(2)監査機能の強化
当社では、監査役による経営監視体制の強化を進めております。具体的には、取締役の監視ならびに法令遵守の監視を目的として、社外監査役2名を選任し、監査の独立性と充実を図っております。その他、会計監査人との連携を緊密にし、主に会計監査の中で明らかになった専門的かつ客観性のある指摘事項につきましては、速やかに経営に反映させるよう努めております。更に、業務効率および収益の向上と会社財産の保全に寄与することを目的として内部監査室を設け、業務運営状況ならびに規程をはじめとする社内ルールの順守状況を監査いたしております。

6. インサイダー取引防止について
当社では、「インサイダー情報管理規程」を制定し、当社役職員における証券取引法に違反する内部者取引を未然に防止するよう努めております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び内部統制体制の模式図は次のとおりであります。

